

第3節 急行券の効力

(急行券の効力)

第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車（未指定特急券にあっては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車。ただし、第57条第2項第8号の規定により1枚で発売する未指定特急券で、同条同項同号の定めるところにより乗継乗車する場合は2個の特別急行列車）、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限って乗車することができる。

2 団体乗車券又は貸切乗車券によって発売した急行券を所持する団体旅客又は貸切旅客は、その券面に指定された急行列車に、券面に表示された区間に限って乗車することができる。

3 指定急行券以外の急行券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1個の急行列車（第57条の5第1項後段の規定により発売した遅延特約の急行券にあっては、発売当日の別に指定した急行列車）に、1回に限って使用することができる。また、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。

4 次の各号に掲げる乗車券類を急行券のみに使用する旅客は、券面の表示事項にかかわらず、その券面に表示された乗車日の1個の普通急行列車に、1回に限って、また、券面に営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、前項後段の規定を適用する。

(1) 第214条第1号、第215条第1号及び第216条第1号に規定する急行・特別車両券
(A)（特別急行・特別車両券(A)を除く。)

(2) 第217条及び第218条に規定する急行・寝台券（特別急行・寝台券を除く。)

(3) 第219条及び第220条に規定する急行・座席指定券

(4) 第222条の2及び第223条に規定する急行・特別車両券(A)（特別急行・特別車両券(A)を除く。）、急行・寝台券（特別急行・寝台券を除く。）又は急行・座席指定券

5 第57条第9項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席を連続して乗車する場合は、第13条第2項第5号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。

6 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。

(1) 赤羽駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間（池袋、大崎経由）

(2) 品川駅と赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅との相互間（大崎、池袋経由）

(急行券の効力の特例)

第 172 条の 2 第 160 条の 5 及び第 160 条の 6 の規定は、折返し区間に対する急行券の効力について準用する。

(未指定特急券の効力)

第 172 条の 3 未指定特急券を所持する旅客は、第 172 条第 1 項の規定によるほか、乗車した列車に空席がある場合は座席を使用することができる。ただし、当該座席に有効な指定席特急券を所持する他の旅客が乗車した場合又は満席の場合は、立席の利用となる。

(指定席特急券の指定駅から乗車しない場合の取扱い)

第 173 条 指定席特急券(未指定特急券を除く。)は、これを所持する旅客が、その指定の乗車駅で乗車しない場合は、他の旅客にその座席又は旅客車を指定して急行券の発売をすることがある。この場合、指定駅で乗車しなかった旅客は、当該急行券に指定された座席を請求し、又は旅客車に乗車することができない。

(急行券が無効となる場合)

第 174 条 急行券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 使用資格者を限定して発売した割引の急行券を当該使用資格者以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった急行券を使用したとき
- (3) 券面表示事項を、ぬり消し、又は改変して使用したとき
- (4) 使用を開始した急行券を他人から譲り受けて使用したとき
- (5) 証明書等の携帯を必要とする急行券を使用する旅客が、これを携帯していないとき
- (6) 有効期間を経過した急行券を使用したとき
- (7) 係員の承諾を得ないで、急行券の券面に表示された区間外の区間に乗車したとき
- (8) 大人が小児の急行券を使用したとき。ただし、第 152 条第 1 項及び第 2 項に規定する場合を除く。
- (9) 指定急行券を指定以外の急行列車(未指定特急券にあつては、その券面に指定された列車群に含まれない特別急行列車)、旅客車又は座席に使用したとき
- (10) その他急行券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造した急行券を使用して急行列車に乗車した場合に準用する。